



下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年4月27日

下呂市長 山内 登



令和8年下呂市規則第52号

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

下呂市第1号会計年度任用職員の報酬等に関する条例施行規則（令和2年下呂市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
別表（第3条関係）			別表（第3条関係）		
職名	単位	金額	職名	単位	金額
金山病院医師	月額	800,000円	金山病院医師	月額	1,500,000 円
小坂診療所医師の項～火葬場施設管理者及び管理員の火葬（動物炉）従事の項（略）			小坂診療所医師の項～火葬場施設管理者及び管理員の火葬（動物炉）従事の項（略）		

附 則

この規則は、令和8年5月1日から施行する。